



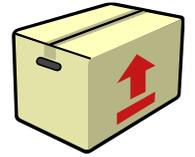
地域安全対策ニュース

愛知県警察本部
生活安全総務課

注意

10月～11月

**宅配便で現金を送付させる
架空請求詐欺が連続発生!!**



1. きっかけは、犯人からの「電話」「メール」「ハガキ」です。

「あなただけにある権利を
譲ってほしい」などの電話



犯人は、架空の会社などをかたって、「あなただけにある株を購入する権利を譲ってほしい」などと電話をかけ、その後「名義貸しは犯罪になる。あなたは逮捕される。」などと脅し、解決するための現金を送付させます。

有料サイト未納料金を
請求するメール



犯人は、「有料サイトの未納料金を請求するメールを送りつけ、「連絡なき場合、法的措置をとる。」などと脅し、現金を送付させます。

訴訟を通知するハガキ



犯人は、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題するハガキを送り付け、「連絡なき場合、財産が差し押さえられる。」などと脅し、訴訟を取り下げるための現金を送付させます。

2. 被害事例

- ① 70代 女性 電話をきっかけに 宅配業者で手続き 2回に分けて合計 1,000万円送付
- ② 60代 男性 ハガキをきっかけに コンビニで手続き 2回に分けて合計 2,300万円送付
- ③ 70代 女性 電話をきっかけに コンビニで手続き 4回に分けて合計 2,600万円送付
- ④ 40代 男性 メールをきっかけに コンビニで手続き 2回に分けて合計 1,200万円送付

《注意》 現金は、郵便局で、書留の郵便物としなければ、送付することはできません。

3. 現金を送ってしまう前に・・・

★ 家族や警察に相談する！

★ インターネットで相手の電話番号などを調べてみる！

★ 周りの方は声かけをお願いします！

※長期間ダマされている場合、周囲からの声かけが必要です。